

第13回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成22年2月24日（水） 8時15分～9時00分

場所：衆議院第1議員会館 第1会議室

議題：

- （1）環境影響評価法の一部を改正する法律案の検討状況について
- （2）生物の多様性の保全のための民間活動の推進に関する法律案（仮称）の検討状況について
- （3）その他

<大谷政務官の司会により進行>

<白石総合環境政策局長から資料に沿って（1）を説明>

<鈴木自然局長から資料に沿って（2）を説明>

～以下、主な意見及び回答～

○環境影響評価法改正の方向性については大賛成なので、是非この方向で進めてほしい。

○対象事業について、今回の改正事項にはあるが、拡充がされているわけではなく、実質的にはほとんど改正になっていないのではないかと思う。

○一昨日、浜松市の佐久間ダムという発電ダムの現地視察に行ってきたが、佐久間ダムは35km上流まで続くダムであり、そこに膨大な土砂が堆積しているため、その土砂を下流へ流すために排砂バイパスを作っている。その影響で河川がかなり濁ってしまっており、清流とそうでない河川が一目瞭然の状況である。こういった河川に相当影響を与える排砂バイパスはアセスの対象にならないのかと聞いたところ、ダム本体を作る事業は対象となるが、堆積した土砂を排砂バイパス等で流すことは対象にならないとの事であった。しかし、今後このような事業は当然出てくるのが想定されるので、対象事業として入れてしかるべきだと思う。ダム本体ではないが、関連となる事業も検討していただきたい。

○戦略的環境アセスメントについて、これも法案の目玉であるため是非導入していただきたい。ただし、骨抜きにならないような形で法制化をお願いしたい。

○その中では、事業をやらないという選択もありうるような形をとるべきだと思う。例えば産業廃棄物処理施設を作る事業において、構造等の複数案の検討もあると思うが、環境問題や土壌の問題等々で作らないという選択（ゼロオプション）もあるという戦略的環境アセスメントをご検討いただきたい。

【田島環境副大臣からの回答】

・今回この環境影響評価法の対象事業としては第1種事業、第2種事業という形で事業の種類別に規模要件等があらかじめ規定されており、ご質問のダム関連の部分については、今回対象事業の追加の項目として挙がってはいない。

・環境影響評価法は、生物多様性の保全や様々な社会情勢等にどのように影響を及ぼすかを、事業の事前にしっかりと評価をしていこうということからスタートしたもの。今回あまり改正点が無いというようなご指摘もいただいたが、今までに例えば（SEAガイドラインから）発電事業が除外されたという経緯や、社会構造の変化等で風力発電施設も対象となっていなかったということがあり、そういった視点についても環境影響評価法の対象としていくべきだろうという事から、10年前の法律に比べれば、見直しの節目だと認識している。

・SEA 自体が骨抜きにならないようにとのご指摘については、環境影響評価法は事業の推進にブレーキを掛けようという事が目的ではなく、SEA 手続を経由することで、事業環境に及ぼす影響をクリアすることが出来るという意味では、事業を推進する側、推進に懸念を抱く方に対して、説明責任を果たすことに繋がるものだと考えている。

・ゼロオプションについては、アセスは決して事業にブレーキをかけるものではなく、事業が環境に著しい影響を及ぼすかどうかを事業の前に客観的に評価を行い、適正な配慮がされるということが前提となる、そのための仕組みである。憶測や誤解されることもあるが、影響が大きく適正な配慮がされない場合に環境大臣が意見をすることが出来るように、事業に対してのチェックもできるようにという事も、内容に盛り込まれており、ゼロオプションもその延長線上にあるとご理解いただいて構わない。

○COP10に向けて色々と準備を進めている中で、この法案が検討されていることと思うが、COP10に向けた準備の進捗状況等についての情報があまり入ってきていない。パンフレットを作成したことや日本提案を提出していること等も、前もって情報をきちんと入れて欲しい。

【田島環境副大臣からの回答】

・情報提供が不十分であったということについては、深く反省している。これまでも、COP10に向けた準備の進捗状況等は、政策会議の折々で御報告させていただいているが、今後、環境委員会の先生方に対する御連絡を徹底していきたい。

・今回の環境影響評価法の改正法案も生物多様性の民間活動法案も、一昨年生物多様性基本法を作っていただき、環境影響評価に関する条文も盛り込ませていただいた。また民間活動の促進についても、基本法にのっとった形での法律を作るという事なので、その流れはご理解ご認識いただいているとおり。

○地元埼玉県でも、公有地化やビオトープ等の様々な活動が行われている。地元の活動団体からは、都市緑地保全法などは県が指定しようとせず、使い勝手が悪い制度だと聞いている。例えば、雑木林を保全しようとしても、雑木林があるような土地には規制が係っていないため、税制優遇措置が適用されないと聞いている。

○今回の法案の下で、NPO法人との連携を条件にしたら、雑木林の保全のための税制優遇措置につながるのではないかと期待している。その検討をしてほしい。

○環境影響評価法と生物多様性の検討は賛成。その中で、対象となる計画が総合計画とリンクしていない状況がある。総合計画とリンクさせることが必要。ダム、ゴルフ場、大規模林道等の1つ1つの規模に応じてはアセスの対象とならなくても、個々の事業が累積されて広がっていく場合、その地域の生物の生息等の環境に大きく影響し

てくる。1つ1つの開発事業だけでなく、総合的な計画についての環境についても、省庁の枠を超えた検討が必要ではないか。

○ミニ開発の歯止めについて、個別には対象外ではあるが継続的に行われれば対象事業の規模要件に達するものもある。小さい開発についても将来的な計画でチェックするなど法制上の検討も必要ではないか。

【田島環境副大臣からの回答】

・今回の法案では税制優遇措置だけではなく、資料中4.（その他）の2ポツ目括弧書き部分の、国立公園等の特に優れた自然環境を有する土地の買入れや買入れた土地の保全等を促進するための仕組みも検討している。他にも、耕作放棄地の増加等、自然的・社会的環境の変化により、きちんと管理されなくなった土地への対応について、土地の所有権等の権利構成や憲法との関係も含め、法制局、農水省及び国交省とも協議しているところ。NPO法人等が行っている尊い行為を支援できるような仕組みの構築に向けて、関係者と十分に協議していきたいと考えている。御提案のあった税制優遇措置についても検討していくので、是非応援していただきたい。

・小規模事業については、一定の規模での区切りをするという事は、事務量の増大と本当に環境に影響があるかどうかという点で、今回見直しをさせていただいたように、ある一定の線を引くことは避けて通れないだろうと思う。

・ただ、国の役割として環境影響の評価をするだけではなく、それぞれ地方公共団体においても公衆の関与として環境影響評価が行われている。地方公共団体によって対象とする事業や規模の違いはあるが、地方分権が進んでいる中で地方としての視点の部分で小規模な事業等は見えていただけると思っている。

・いずれにしても、一定規模以上ではあるが、国が環境面における評価を行うことについて、環境省が意見を述べる事が出来る制度に改正案で仕立てており、法案が通れば、それによってこれまで除外されていたものについても、公衆の関与が増え一定の抑止力が働くものだと考えている。

○昨日環境大臣が、原子力発電の記述を地球温暖化対策基本法案に盛り込むと記者発表されたことについて、真意を確認したい。

○原子力発電推進という事が、地球温暖化対策の柱とするという意味なのか。原子力発電に依存した地球温暖化対策はこれまで失敗をしてきている点と、グリーンニューディールによる成長と経済構造の転換ということが本来の温暖化対策基本法の趣旨であると考えているので、もし原子力発電推進が柱となるということであれば、反対する。

○再生可能エネルギーの導入目標を後退させないかという事が心配。先日大臣の思案とされたロードマップの中で、具体的な数値目標が示されておらず、供給ベースで当初の10%と示されていたが無くなっている点で、目標がどうなるのか。また、全量買取制度の明記は確保するのかということを確認したい。

○これは要望だが、再生可能エネルギーの現状の導入率を閣議決定前に明らかにしてほしい。もし、数値目標10%ということが今までどおり確保されるということであれば、その数値が適正なのかどうかという事も政治主導で議論する必要がある。

○榊原議員の質問に関連して、特に既設の原子力発電に対しては安全の確保が重要な

課題であり、今後の開発も含めて国民の理解と信頼を得ること第一である。原子力問題については、そういう観点を徹底することが先決である一方、今回の環境（二酸化炭素）の問題については環境再生エネルギーをどう開発するかということが大事なので、そこに重点を置いて基本法を作るべきである。

【田島環境副大臣からの回答】

・昨日の大臣の会見は会見録で拝見したものだが、日頃から大臣とは温暖化対策における原子力発電施設の在り方については意見を同じくしているので、大臣に代わって回答させていただきたい。昨日の会見でおっしゃっていたように、大臣は決して原子力大賛成という訳ではないということを、誤解のないようにお願いしたい。ご意見のとおり、あくまでも徹底した安全の確保を前提として、国民の理解と協力を得ながら推進していくというのが何より重要だということは共通の認識である。ただ、CO₂を排出しない原子力発電は温暖化対策の推進という意味では、極めて重要だという認識でもあるため、今回基本法案の中に原子力発電の利用についてまったく書かないわけには行かないだろうという認識も持っている。書きぶりについては閣僚委員会等で検討しているので、本日のご意見はしっかりと受け止めさせていただきたい。

・再生可能エネルギーについては、閣僚委員会等でのコンセンサスを得られた範囲内での記述に留め、1日も早く皆さんにお示ししたいという事から、ばくっとした形で押さえさせていただいた。ただ、その後の副大臣級会合等で供給ベースで10%ということについて、ほぼ各省の合意をいただき、記述する方向で検討しているので、再生可能エネルギーの導入が後退することのないように、数値目標等は挙げさせていただく。

・現在の導入率については、目標とする数字が現状の導入状況と比較して適切かどうかを検証していかなければ、目標値として掲げることは不適切なので、閣議決定前にお示しできるように努力はするが、一旦預からせてほしい。

○環境省で3年間の予定で農薬関係の調査をやっているが、基準値が高すぎるのではないか、慢性毒性の評価をしていないのではないか、そもそもこの調査自体が現状追認を目的にしているものではないかという批判等の意見をいただく。

○専門家からも意見を聞いて個人的に考えるに、空中濃度、気中濃度等を測定して科学的に意味があるのかもしれないが、現実的に意味があるのだろうかと思っている。散布をした場合、現場で気中濃度を測定することは、風向き、天候等の条件により変わってくるため、現実測定は不可能。結局、濃度危険性が問題になるのは空中散布が特に問題となる。ラジコンヘリによる散布は、地上で行う場合と濃度が変わってくる。○科学的なことなので、今すぐにどうということではないが、政権も変わったことだし、一度冷静に結果等について見直していただき、本当に問題が無いのか幅広くご意見を伺う手続を踏んでいただきたい。

○基本的に有機リン系の農薬についてご意見が挙がっているが、EUで原則禁止されており、米国でも空中散布等は一部地域でしか使用していない。今後、日本でどういう使い方をしていくかということが問題となる。地元の群馬県では、行政主導で空中散布は完全に禁止している。

○こういった状況も考慮していただき、調査等については変な使い方をされないよう

にさせていただきたいと思う。

【大谷環境大臣政務官からの回答】

・大事な問題だと思う。化学物質過敏症をはじめとして、敏感な方々は増えている状況であり、しっかり考えていかなければならないと思っている。

・農薬は撒いて良いことにはなっているので撒くなどとは言えないが、取組自体が農薬の使用を後押しするような事と勘違いされているとするならば、反省すべきところ。あくまでやっている事は、なるべく使用しないで下さいという精神でやっているの、上手に連携をとってやっていきたい。

(以上)